

リサイクル燃料貯蔵株式会社	
提出日	2022年2月18日
管理表No.	0209-94 改訂00

項目	コメント内容
竜巻 (第9条)	添付7-2-5 P12(PDF2035)の表3-7において、貯蔵建屋の天井の許容限界部材厚さとして貯蔵区域建屋屋根スラブを選択しているが、同頁の記載「貯蔵建屋の外壁及び屋根スラブにおける貫通及び裏面剥離に対する許容限界は、評価対象範囲の最小部厚さとする」に従えば、貯蔵建屋の一番薄い所として、別添IIへ1-2(PDF148)にある受入れ区域天井になると考えられる。事業者の考え方を説明すること。

(回 答)

設計飛来物衝突に関する貫通及び裏面剥離評価対象部位については、添付7-2-5の3.2.1項にて、“「貫通評価」及び「裏面剥離評価」に対しては、設計飛来物の浮き上がり高さを踏まえ、地上高約17.2m以下の建屋外殻を構成する外壁及び屋根スラブを評価対象とする。”としており、これによって、受入れ区域屋根スラブは評価対象部位から取り除かれ、「受入れ区域外壁」及び「貯蔵区域屋根スラブ」の2箇所のみとしているものである。

なお、“地上高約17.2m以下”の設定妥当性について、設計飛来物である鋼製材が浮き上がり高さ約1m、ワゴン車が約12mであり、それぞれに対し、保守的に設定されていることから妥当と考える。

以 上